

## 2024年度日本てんかん学会認定包括的てんかん専門医療施設申請書類作成の手引き

2024年度日本てんかん学会認定包括的てんかん専門医療施設認定申請を2024年3月1日より開始いたします。認定審査を希望する施設の担当者は、日本てんかん学会認定包括的てんかん専門医療施設申請書ならびに以下に示す申請に必要な書類（書類1から書類10）を電子メールで日本てんかん学会事務局に**2024年5月31日**までにお送りください。認定審査は日本てんかん学会てんかん専門医療施設検討委員会が行い、それに関わる事務は日本てんかん学会事務局が行います。申請書類によって知り得た個人情報には他に漏れることとないよう日本てんかん学会事務局で厳重に管理されます。2024年度包括的てんかん専門医療施設認定証発行日は2024年10月1日、認定期間は2024年10月1日～2026年9月30日です。

日本てんかん学会

理事長 川合謙介

てんかん専門医療施設検討委員会

委員長 山内秀雄

注意1) 書類1の1)、2)、4)、5)については2024年4月1日時点での情報に基づき記入してください。書類1の3)、6)、7)と書類4から書類10については通常は認定する年の前年4月1日から認定する年の3月31日までの施設実績状況が認定審査対象です。2023年5月7日まではCOVID-19は「新型インフルエンザ等感染症（いわゆる2類相当）」でしたので、その感染拡大が医療に与えた影響を考慮し、今回はその審査対象期間を2022年10月1日～2024年3月31日とします。

注意2) 下記の記載における匿名化番号とは申請者側で発番した連結可能匿名化番号をさします。それぞれの書類に固有の発番をしても問題ありません。

注意3) 書類1、書類4、書類6（合同てんかん症例検討会のリスト一覧表）、書類7、書類8、書類9、書類10は申請用エクセルシートに記入した後PDF化してください。書類2、書類3、書類5、書類6（各合同てんかん症例検討会時の開催日、出席者、その所属部署（診療科）、職種が明記された書類）は複写したものをPDF化し、申請書と書類1から書類10は1つのファイルにまとめてご提出ください。なお、申請書類ファイルはパスワードで開封できるようにしていただき、パスワードは申請書類ファイル添付送信メールとは別のメールでお送りください。

注意4) 第18回・第19回てんかん学研修セミナー受講者は、包括的てんかん専門医療施設条件2)に記載されている日本てんかん学会が主催する教育的セミナーを毎年受講した者と認めます。ただし第19回てんかん学研修セミナーを受講せず、認定条件を満たさなければ認定されませんのでご注意ください。

注意5) てんかん診断名は日本てんかん学会ウェブサイトに掲示されている下記の資料を参考にして記

載してください。

ILAE てんかん発作型・分類 2017：日本語版

<https://jes-jp.org/jes/images/jes-image/tenkanbunrui2017.pdf>

『2022 ILAE てんかん症候群』和訳

<https://jes-jp.org/jes/epilepsy-detail/2022ILAEEpilepsia.html>

## **申請に必要な書類**

書類 1. すべての項目を記入した包括的てんかん専門医療施設認定申請チェックシート。

書類 2. 書類 1—2) に記載した日本精神神経学会、日本神経学会、日本脳神経外科学会、および日本小児神経学会が認定する当該施設に勤務する常勤の専門医の各学会専門医認定証 (2024 年 4 月 1 日が有効期間内のもの)。ここでいう当該施設とは包括的てんかん専門医療施設認定を申請する施設と指します。

書類 3. 書類 1—2) に記載した常勤の専門医の日本てんかん学会専門医認定証、ないし第 18 回・第 19 回てんかん学研修セミナー受講証明書。

書類 4. 長時間ビデオ脳波同時記録に基づくてんかん診断実績リスト (匿名化番号、てんかん診断名、実施日が記載されたもの、50 件以上が記載されていれば可)。

書類 5. 包括的てんかん専門医療施設基準 5) に記載されているてんかん医療を運営するための委員会会議が開催された時期と出席者、その所属部署 (診療科)、職種が記載された議事録 (3 回分以上記載されていれば可、議事内容は削除可)。

書類 6. 包括的てんかん専門医療施設基準 6) に定められた合同てんかん症例検討会のてんかん診断名、討論内容および施設基準 2) に該当する専門医出欠状況 (出席は○を記載) を示すリスト (エクセルファイル)。合同てんかん症例検討会は 12 回以上開催されていることが示されていれば可。各検討会時の開催日、出席者、その所属部署 (診療科)、職種が明記された書類で 4 つのてんかん担当診療科医師と医師以外のてんかん診療を担当する医療従事者の関与している事実を示すものを添付してください (自筆による芳名帳が望ましいがインターネットによる開催の場合は参加を証明する記録で上記必要事項が記載されたもの)。

書類 7. てんかん手術実績リスト (匿名化番号、てんかん診断名、術式、実施日が記載されたもの、年間 10 件以上記載されていれば可)。なおてんかん手術とはてんかんの治療を目的とする手術であり、迷走神経刺激装置植込術、頭蓋内電極留置術等を含みます。なお、電極除去術はてんかん手術とは認められませんのでご注意ください。

書類 8. てんかん重積状態の入院診療実績リスト（匿名化番号、てんかん重積状態の原因となった疾病名、入院日が記載されたもの）。なお、てんかん重積状態の定義は、日本神経学会監修「てんかん診療ガイドライン」(ISBN 978-4-260-03549-1) (2018 年 3 月発行) に記載されている定義に従うものとします。

書類 9. てんかんに併存する精神医学的問題に対する専門的診断および診療、あるいはてんかんと鑑別を要した精神症状に関する診療を行った実績リスト 10 例を匿名化番号、てんかん診断、精神科診断、ICD または DSM による診断、診療開始日、審査対象期間内最終診療日、精神科的対応を以下の点に注意して記載してください。

1) リスト内にはてんかんに特有あるいは密接に関連する病態・症状を 3 例以上含めてください。

例：発作後精神病、発作間欠期精神病、交代性精神病、*de novo* 精神病、発作間欠期不快感分症、心因性非てんかん性発作、抗発作薬による精神症状など。てんかん（性）精神病」のような大括りの診断名は望ましくありません。

2) 精神科診断の欄には、上記のてんかんに特有あるいは密接に関連する病態・症状、あるいは精神科従来診断名（うつ病、統合失調症など。ICD または DSM による診断名でも可）を記載してください。

3) ICD または DSM による診断名の欄には、ICD-10、DSM-5、DSM-5-TR のいずれかによる診断を記載して下さい。精神科診断の欄に ICD または DSM による診断をすでに記載した場合は、本欄は省略で結構です。なお、今後 ICD、DSM の改定に応じて本基準を変更する場合があります。

4) 精神科的対応については、選択肢の中で行ったものに○をつけてください。複数選択可能です。行った対応や治療が選択肢にない場合は、その他の欄に記載してください。

書類 10. 指定難病・小児慢性特定疾患に合併した薬剤治療抵抗性てんかんの診療を行った実績リスト（匿名化番号、てんかん診断名、指定難病・小児慢性特定疾患名と診療開始日と審査対象期間期間内の最終診療日が記載されたもの）。

連絡・問い合わせ先

〒187-0031 東京都小平市小川東町 4-6-15

日本てんかん学会事務局

jes-oas@umin.ac.jp

お問い合わせはメールでお願いいたします。